

議第52号 契約の変更について

1 変更の趣旨

令和6年第3回呉市議会（9月定例会）における議決に基づき締結した呉市旧ごみ処理施設解体撤去工事に係る請負契約について、契約金額を変更しようとするものです。

2 変更理由

次の理由により契約金額の変更をするものです。

(1) インフレスライドの適用による費用の増額

本件解体撤去工事の受注者である前田建設工業株式会社中国支店から、呉市建設工事請負契約約款第26条第6項の規定による請負代金額の変更（インフレスライド※）の請求があり、同条第7項の規定により受注者と当該変更額について協議した結果、請負代金額を41,701,000円増額するものです。
※インフレスライド

予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金が著しく不適當となったときに請負代金額の変更を請求することができる措置

【変更額算定基本条件】

- 1 基準日：令和7年4月1日
- 2 請負代金額：999,900,000円（税抜き）
- 3 残工事額：948,550,000円（税抜き）
- 4 変更残工事額：995,948,401円（税抜き）

【変更額の算出式】

| |
|---|
| ④変更額＝{①基準日時点の賃金等で積算した変更残工事額－②当初設計当時の賃金等で積算した残工事額－③受注者負担額（当初設計当時の賃金等で積算した残工事額の1%）}×1.1（消費税及び地方消費税） |
|---|

| |
|--|
| ④41,701,000円÷(①995,948,401円－②948,550,000円－③9,485,500円)×1.1 括弧内を計算した後、万円未満を切り捨てて、1.1を乗じています。 |
|--|

※この度のインフレスライドの主な要因は、労務単価が上昇したことによるものです。

（参考）令和6年度 広島県 普通作業員20,500円

令和7年度 広島県 普通作業員21,900円（6.83%上昇）

(2) 土壌汚染対策工事の実施による費用の増額

令和7年3月に公表したとおり、本件解体撤去工事の敷地の一部から基準値を超える特定有害物質（ふっ素及び鉛）が検出され、この汚染土壌を掘削除去等する必要が生じたため、請負代金額を186,428,000円増額するものです。

なお、土壌汚染が確認された区画は、土壌汚染対策法（平成14年法律第5

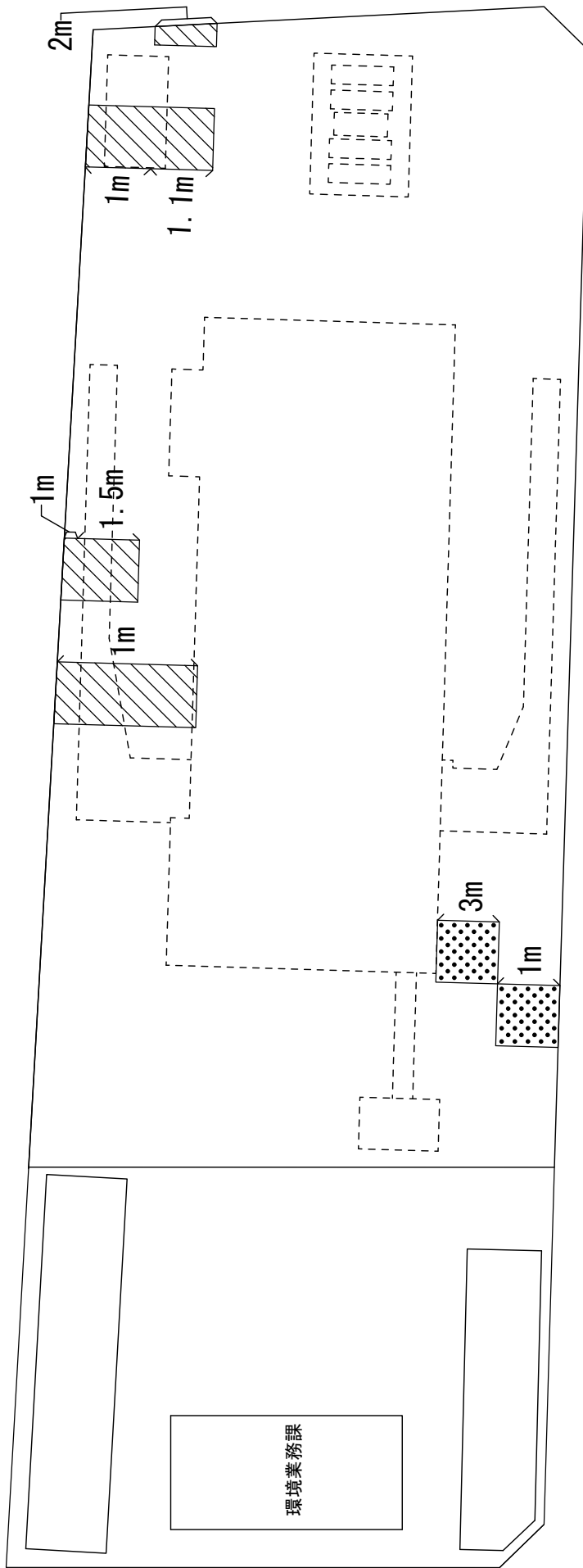
3号)に基づき、「土地の形質を変更する際に届出が必要ではあるが、その区画の周辺に人が当該土壌汚染を摂取する経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染を除去するなどの措置は義務付けられない区域」(これを「形質変更時要届出区域」といいます。)として指定を受けています。

このため、法律上は、本件汚染土壌の掘削除去等は義務付けられていませんが、この敷地では、次期ごみ処理施設の建設工事が控えているため、当該建設工事において支障になる範囲の汚染土壌については、除去することとします。

3 変更内容


契約金額を228,129,000円増額します。

呉市旧ごみ処理施設解体撤去工事



※図中の --- は、次期ごみ処理施設の配置予定図

土壤汚染対策範囲図 1 : 1,000

 : ふっ素溶出量超過区画

 : 鉛溶出量超過区画

m : 対策深度

処分土量 : 1,088 m³